



Title	『春秋公羊伝』の「成立時期」について
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2021, 67, p. 58-69
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/83255
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『春秋公羊伝』の「成立時期」について

井上 了

文献の「成立時期」について

下葬された年代を推定でき発掘されたテキストを確認できる新出土資料とは異なり、現代の我々が目にする伝世文献は、幾重にも改変が重ねられ古形を確認しがたいものがほとんどである（注1）。

たとえば『中庸』は、伝統的に戦国期の子思の作とされるが、『中庸』の戦国簡は発見されておらず、子思の語録とされる『子思子』も現存しない。我々の見る『中庸』は『礼記』の一篇（中庸篇）として伝えられたもので、秦の統一を踏まえたと思しき部分や、漢諱「邦」を改めたらしき「国」字も認められる。『礼記』は前漢の戴聖が編纂したと一般に考えられているが、劉向が編纂したとも馬融や盧植が刪定したとも言われ、唐代には『五経正義』の一として経文が校定された。だが『五経正義』の原本も現存せず、我々が実見できる『礼記』は宋刊本あたりが最古だろう。さて、『中庸』の「成立時期」とは、戦国から宋代のうちの時点だろうか。

もし現行本の「国」字を漢諱を避けて改めたものと認めるならば、当然「現行本の成立」は漢代以降のはずだ。にもかかわらず『中庸』の「基本的な成立は戦国期だ」とは、つまりどういう議論だろうか。忖度するに、避諱による改字は文献そのものの改変とは言えず、単なる表記の変更だと評価されているのだろう。たとえば漱石の作品を当用漢字・現代仮名遣で書き改め、当用漢字版が旧漢字版を駆逐したところで、その作品が戦後に成立したということにはなるまい。「邦家」を「国家」と改めるのは単なる表記の変更で、内容の改変にはあたらないという認識なのだろう。

『中庸』の「今天下車同軌」云々を統一以降の作文だと認めるならば、現行本『中庸』の成立は統一秦以降となるはずだ。もし「今天下車同軌」云々を統一以降の追記と認めつつ『中庸』を戦国期に成立したものと主張するなら、それは「今天下車同軌」云々の追記は「邦」「国」の書き換えと同じ軽微な追記で『中庸』の本質・内容には影響しないと主張しているか、または追記部分をすべて摘示できるという前提で、追記部分を除いた「基本的」な部分のみを戦国期の資料として用いようとしているかのいずれか

だろう（注2）。秦漢の追記を除いた部分が「戦国期に基本的に成立していた」という主張はもちろん正しいだろうが、だからといって「この文献は基本的に戦国期の資料として用いてよい」ということにはなるまい（注3）。最終版がフィックスした時点ではない、何れかの時点を「基本的に成立した時点」と呼ぶなら、「基本的に成立した」とはどのような事態を指すのか。この定義を示さなければ、「戦国期に基本的に成立していた」という主張は無意味、すくなくとも「現行本を戦国期の思想史資料として用いてよいか」を判断するためには無意味だろう（注4）。

ある命題について議論するための前提として、その命題に関わる用語の定義を共有することは、絶対に必要である。たとえば人性の善悪を議論するためにまず「性」の定義と「善」や「悪」の定義とを共有しなければならぬ（注5）。またたとえば「儒教国教化の時期」を決定するためには「どのような条件が満たされれば『儒教が国教化された』と認めるか」という要件を示し、その要件が満たされた時期を史料等により示せば足る。「博士官が立てられた年代」や「儒教道徳が普及した時期」を明らかにしても、何を以て「国教化」と認めるかという定義を共有できていなければ「国教化の時期」は決まらない。そこにあるのは、「国教化の時期をめぐる論争」ではなく「国教化の定義をめぐる論争」である（注6）。

「文献の成立時期」を「テキストが閉じられた時期」つまり「定本が完成し、それ以上の改変が禁止された時期」とするのは、もともと厳密な定義だろう。たとえば『史記』には司馬遷以降の記事も多く記されており、後世の鈔者が（おそらく善意で）追記を重ねていった事情を窺える。『史記』のような私撰史書にはあるいは「定本」という概念も希薄だったものか（注7）。だが経書については、テキストが閉じられた時期を比較的容易に言えるはずだ。注釈が作られ、あるいは博士官が立てられた後にも経文が

恣意的に改変され続けたと想定することは難しい。

経伝の「成立時期」について

戦国期においては、『詩』については比較的自由的引用が行われ、『書』の内容も流動的だったらしい。しかし漢代にいわゆる「経学」が成立すれば、注釈の前提である経文の改変は不可能となっただろう（注8）。さらに、注釈であつたはずの伝文にまで権威が附与（博士に立てられる、再注釈が作られる、等）されれば、伝文の改変も禁忌となるはずだ。

春秋学とは、『春秋』を無謬の前提とする注釈学である。経文への解釈を伝文と呼ぶならば、解釈学の発展とは、伝文の蓄積・改変の歴史と同義である。戦国以来の伝義がどのように蓄積されてきたのかは不明だが（注9）、『公羊伝』が成文化されたのは前漢景帝期と伝えられ、伝文の固定という意味での「成立時期」は景帝期以降となる（注10）。もしも「戦国期に『公羊伝』は基本的に成立していた」と主張するなら、現行本と同じ『公羊伝』が戦国期に成立していたことを示すか（注11）、または現行の『公羊伝』とは異なる経解書を『公羊伝』と呼ぶ理由を示さねばならない。単に「戦国期の文献に『公羊』と同じ伝義が見える」というだけでは、「後に『公羊伝』として結集される伝義の一部が戦国期に存在した」ということにしかならず、「戦国期に『公羊伝』が成立していた」ということにはならない。すくなくとも「現行本『公羊伝』のうち任意の部分を戦国期の資料として用いることができる」という充分条件にはならないはずだ（注12）。

たとえば『左伝』に見える木星紀年は戦国中期のものだとはしばしば指摘される。だが、木星紀年が『左伝』の一部にしか見えないことは、これが『左伝』全体の編者によつて施されたものではなく、『左伝』の素材群の一

つにすぎないことを示唆する(注13)。もし「戦国期に『左伝』は基本的に成立していた」という主張が、単に「後に『左伝』として結集される説話の一部が戦国期に存在していた」という意味であれば、「現行本『左伝』のうち任意の部分を戦国期の資料として用いることができる」ということにはなるまい(注14)。現行本のうちの部分が戦国期のままで、どの部分が漢代に改変されたものかを明らかにしなければ、現行本をそのまま戦国期の資料と扱うことはできない。すくなくとも「この部分は漢代の追記だから、これ以外は戦国期のままで」ということにはならないはずだ。

『公羊伝』の「完成」時期について

繰り返すが、『公羊伝』が成文化されたのは前漢景帝期だと伝統的に言われている。『公羊伝』の「常事不書」(桓公四年・八年・十四年)や「(陳)常」(哀公六年)は文帝の諱(恒)を避けたもの、経文の「城開陽」(哀公三年)は景帝の諱(啓)を避けたものと考えられ、『公羊伝』が定本として完成したのはやはり景帝期以降だろう(注15)。

『礼記』坊記の「春秋不称楚、越之王喪」は、古い『春秋』学を伝える断片と思われる(注16)。『春秋』は、他国諸侯の死去については「八月庚辰、宋公、和卒。」(隱公三年)のように諱を称し、葬儀については「冬十有二月……癸未、葬宋、繆公。」(同)と諱を以て記す。王号を称していた呉や楚の君主に対しては、死去については「甲戌、楚子旅卒。」(宣公十八年)と貶記するが、葬儀については記録しない。もし「葬楚、莊王。」と諱を記せば、周王の至尊性を侵すことになってしまう。このことについて『公羊伝』は「何以不書葬。呉、楚之君不書葬、辟其号也。」と説明する(注17)。

ここで注意すべきは、坊記の「楚越」を『公羊伝』が「呉楚」と改めて

いる点だろう。

『春秋経』において、楚(荊)は莊公期から、呉は成公期から見える。呉は『春秋』後半の強国だが、経文の記述の終了後まもなく滅亡しており戦国諸子にとっては過去の存在だった(注18)。いっぽう越は、『春秋』での初見は昭公期まで降るが、戦国期にも強国として存続していた。諸子書に「楚越」の連称は見えるが「楚呉」や「呉楚」の連称は見えない(注19)。呉という国は戦国期を通じて存在せず、秦末の動乱時にも呉の旧王族などは登場しなかった。

降つて前漢の高祖六年、淮陰侯へ降格された韓信の旧楚国は二分され、淮東に劉賈が荊王として、淮西に劉交が楚王としてそれぞれ立てられた。だが荊王劉賈は黥布の反乱により敗死し、高祖十二年に荊の故地へ劉濞が呉王として立てられた。呉という国が二百七十年ぶりに出現したわけだが、景帝前三年に呉王濞と楚王戊(交の孫)らがいわゆる「呉楚七国の乱」を起し、呉王濞は敗死、楚王戊は自殺する。楚は王戊の叔父による復国を許されたが、呉はそのまま一代四十年あまりで消滅した(注20)。

文帝期以前にはほぼ用例のない「呉楚」の連称は、景帝期以降たとえば「呉楚軍時」(『史記』韓信盧縮列伝)や、時には「呉楚時」(漢興以来諸侯王年表・万石張叔列伝)のように単独でも呉楚七国の乱を示す熟語として多用されるようになった。『公羊伝』の「呉楚之君」も景帝期に(おそらく「楚越」から)改められたもので、呉楚の乱後にも伝文の改変が行われたこと、つまり『公羊伝』の完成(伝文の固定)が景帝前三年(前一五四年)よりも遅れることを示す。

『公羊伝』の「基本的な成立」時期について

上に示した「『公羊伝』の完成時期」は、『公羊伝』がもつとも厳密な意味で「完成」した時期である。最終版が完成した時点ではない、いずれかの時点が『公羊伝』の「基本的な成立」の時期と主張することも可能だが、その場合、「基本的な成立」とは何か、つまり『公羊伝』の基本的な要素、『公羊伝』の『公羊伝』たる所以は何かを明示する必要がある(注21)。

動機の重視、あるいは尊王や攘夷など、『公羊伝』の特徴は様々に指摘されている。だが、『公羊伝』の思想的に最大の特徴は「経文を孔子が刪定したものとすること」であり、形式的に最大の特徴は「全体を問答体で貫くこと」であろう。

『荀子』はすでに『春秋』の「微」を言う。しかし『荀子』や『語叢一』は、『春秋』へ微言を込めた作者(刪定者)が誰なのかを言っていない。

『左伝』において、衛献公を追放した寧殖は「諸侯之策」に名を記されたことを悔やんでおり(襄公二十年)、「趙盾弑其君」と記した者は孔子ではなく晋の大史だとされる(宣公二年)。史官による一次記録の時点ですでに一字褒貶は施されており、これは孔子が行った刪定ではないと『左伝』は言うようだ(注22)。「寧殖が主君を追放した」や「趙盾が主君を弑した」は悪事を直記したもので刪定の要もなからうが、「趙盾が主君を弑した」とは評価であって事実ではない。年代記の記述が必ずしも文字どおりの事実でなければ、記されていない事実や評価の理由を知る必要が生じる。これはすでに「春秋学」だろう。「歴史書の道徳的権威」や「史官の権威」は孔子以前から存在しており、後人がこれを「孔子の権威」にすり替えるために孔子による『春秋』の刪定を主張したこととなる(注23)。

『礼記』坊記・『莊子』天運・『韓非子』内儲説上等は、孔子を『春秋』

の作者ではなく学習者や解説者と見做している(注24)。「孟子」滕文公下に「孔子懼作春秋」・「孔子成春秋而乱臣賊子懼」という孤立した言説が見えるが、離婁下には「其事則齊桓・晋文、其文則史。孔子曰、其義則丘窃取之矣。」とあってやはり孔子は『春秋』の作者ではなく解説者とされる(注25)。戦国末頃には、魯の『春秋』(『春秋経』)についても、その文に義を込めた者は孔子ではなく史官とされていたようだ。そして『公羊伝』には、孔子を『春秋』の解説者とする説と刪定者とする説とが混在している。

昭公十二年の経文「齊高偃師師納北燕伯于陽。」に対し、『公羊伝』は

伯于陽者何。公子陽生也。子曰、「我乃知之矣。」在側者曰、「子苟知之、何以不革。」曰、「如爾所不知何。『春秋』之信史也、其序則齊桓・晋文、其會則主會者為之也。其詞則丘有罪焉耳。」

という。この孔子は、経文の「伯于陽」を「公子陽生」の誤だと断定しながら、これをあえて改めない。さらに『春秋』之信史也、其序則齊桓・晋文。其會則主會者為之也。」と経文を賛美しながら、「其詞則丘有罪焉耳。」と胸を張る。『孟子』では「其文、則史。孔子曰、其義、則丘窃取之矣。」と、史官による文辞から「義」を読み取らんとしていた孔子が、『公羊伝』では経文の文辞に責任を負って「其詞、則丘有罪焉耳」と言うのだが、これでは経文をあえて改めなかったという直前の孔子像と矛盾しよう(注26)。

『左伝』宣公二年が「大史、書曰、趙盾弑其君、以示於朝。」とすることは上に述べたが、『公羊伝』宣公六年も「晋史、書賊曰、晋趙盾弑其君夷獯。」という。晋の史官が「晋趙盾弑其君夷獯。」と記すというのは不自然だが、ともあれ『公羊伝』のこの部分は、一字褒貶を孔子ではなく史官に出るものと考えている。しかし『公羊伝』哀公十四年は『春秋』何以始乎隱。祖

之所逮聞也。所見異辭、所聞異辭、所伝聞異辭。」としており、この条が『春秋』の作者を孔子と見做すものであることは衆目が一致している。

孔子を『春秋』の作者だとするのは、『孟子』以外の戦国期の文献には見えない『公羊伝』の特徴で、その成立が戦国末以降に降ることを示唆する。一方、孔子を経文の作者とせず経義の解説者とする説話を存していることは、『公羊伝』が様々な見解を寄せ集めた編纂物であること、仮に中心となる学派・学統があつたとしても、それとは別系統の伝承を大胆に取り込んだものであることを示唆する。

問答体について言えば、『公羊伝』に「何」「何為」「奈何」等は計一千例以上、「曷為」は三百四十例ほどあるが、「為」を伴わない「曷」はわずか六例、そのうち四例は「然則曷称」「然則曷用」「然則曷祭」「然則曷用」という類似した形で見える。『公羊伝』の「曷為」は「何為」等よりも遅れて、しかも短期間にまとめて追加されたもののように見え、あるいは『公羊伝』が問答体として統一された最終段階で挿入されたものか(注27)。

戦国諸子における「曷」字の用例は少なく、『荀子』『呂氏春秋』に至りようやく多用される。「曷為」の初出はおそらく『荀子』だが、比較的古いとされる正論篇はこれを反語で用いており、疑問の「曷為」は大略篇に降る。反語ではなく理由を問う(あるいは説明する)「曷為」は『呂氏春秋』や『韓詩外伝』が多く用いており、もし「曷為」の繰り返しによる問答体を『公羊伝』の基本的な構造と見るなら、『公羊伝』の「基本的な成立」は『荀子』よりも『韓詩外伝』に近い時期ではなからうか(注28)。

ところで『公羊伝』の末尾には「君子曷為『春秋』。撥乱世、反諸正、莫近諸『春秋』。」とあり、これが『史記』高祖本紀の「高祖起微細、撥乱世、反之正、」や三王世家の「高皇帝、撥乱世、反諸正、」と酷似することはしばしば指摘される。「撥乱反正」とは高祖の功績を称えるフレーズで、

これを『春秋』の目的だとする『公羊伝』は高祖の死後(前一九五年以降)の完成かもしれない(注29)。また『公羊伝』の冒頭に「何言乎王正月。大一統也。」とあるが、「一統」は李斯が始皇の統一(前二二一年)を称えたフレーズで(注30)、『公羊伝』の完成が始皇の統一よりも遅れることは確実だろう。

もちろん、統一秦以前にも『春秋』の経解(後に『公羊伝』が採用するものを含む)は存在していただろうし、経解を集成した書物が編纂されていた可能性も否定できない。だが、「撥乱反正」を『春秋』の目的とせず、「一統」を重視せず、問答体で統一されていない仮想的な経解書を『公羊伝』と呼び、戦国期に『公羊伝』は基本的に成立していたと唱えるなら、あるいはさらに、戦国期に『公羊伝』は基本的に成立していたから現行本『公羊伝』を基本的に戦国期の資料と扱ってよいと主張するなら、筆者はそのような立場には賛成しがたい。

まとめ

前漢の景帝期までは、学習者による伝文の追記・改変が許容されており、『公羊伝』の「定本」は存在しなかった。『公羊伝』のテキストが閉じられ伝文が「完成」したのは、呉楚七国の乱より後である。

『公羊伝』の「最終的な完成」は景帝期だとしても、伝義の蓄積には戦国から漢代までの長い歴史が予想され、『公羊伝』の「基本的な成立」「原初的な編纂」の時期を戦国期とする主張は可能だろう。だが、この意味の『公羊伝』の成立をいつとするかは、論者が想定する伝義の蓄積過程や、何より論者ごとの『公羊伝』の定義・要件によりそれぞれ異なってしまう。この定義を明示しないままで『公羊伝』の成立時期を云々することは、

議論として意味が無い。そして筆者は、後に『公羊伝』に採用される個別の伝義の出現や、現行本との異同も明らかではない仮想的なテキストの出現ではなく、現行本と共通する特徴を備えた『公羊伝』の成立を『公羊伝』の成立」と呼びたい。

『春秋』の刪定者を孔子だとし、「曷為」を繰り返す問答体によってその義を述べ、孔子が「一統」を大とし「撥乱反正」を目指したと主張する、これらを『公羊伝』の特徴だとするなら、そのような『公羊伝』が統一秦以前に存在したとは考えられない。『公羊伝』が「基本的に成立」したのは早くとも前二二一年以後、その「完成」は前一五四四年以後となる。

これが、筆者の定義による『公羊伝』の成立時期である。

注

(1) もちろん新出土資料の下葬や鈔写の年代を特定できるところで、それが文献の成立時期に一致するとは限らない。もし文献が成立直後ただちに埋蔵されたとするなら、文献の成立時期とテキストの鈔写時期と下葬時期とは一致する。だがこの場合、その文献は地上で展開する思想史へ影響を与えなかったことになるだろう。新出土資料に一致する伝世文献が地上に伝えられていることは、文献の成立から埋蔵までにある程度の期間があったことを示す。浅野裕一「新出土資料と諸子百家研究」(『中国研究集刊』三八、二〇〇五年)は「原著が成立してから、写本によって広く流布し、その一本を墓主が入手して、死後墓中に副葬されるまでには、およそ半世紀ほどの期間が必要だったと思われる。」と見積もるが、文献の成立から副葬までに必ずしも五十年を要したとは限るまい。『史記』は、『孤憤』『五蠹』が韓非の生前に、「子虚賦」が司馬相如の生前に、それ

ぞれすでに作者不明として流布していたとの説話を伝える。

(2) 「非天子、不議礼、不制度、不考文。今天下車同軌、書同文、行同倫。雖有其位、苟無其德、不敢作礼樂焉。雖有其德、苟無其位、亦不敢作礼樂焉。」とは皇帝權力に対する儒家の敗北宣言だろう。(筆者には『孟子』の「春秋、天子之事也。」すら戦国期よりも秦漢期の状況にふさわしいように見える。)

(3) 「基本的に成立」と「部分的な追記」という言葉は、文献の「成立」時期を自在に設定できる魔法の杖だが両刃の剣でもある。「追記が施されている」とはむしろ文献全体の信頼性を毀損する事態だろう。秦漢以降の追記を前提として「この文献は戦国期に基本的に成立した」とする主張は「基本的に成立」していた戦国期のテキストと現行本との異同をどう想定しているか示さなければ) 現行本全体を戦国期の資料として用いてよいという根拠にはならない。

(4) たとえば渡邊義浩は、「春秋三伝の基本的な成書時期(その著作の基本的な枠組みが成立した時期)は、戦国時代の後期と考えられる」としつつ、「それが完成して世の中に出現した時期は、公羊伝が景帝期・穀梁伝が宣帝期・左氏伝が成帝期である。出現の直前まで続けられる改訂は、それゆえに出現の直前の政治状況を反映することが多く、それぞれの經典の特徴は、当該時期の政治情勢と密接な関わりを持つ。」という『儒教と中国二千年の正統思想』の起源、講談社選書メチエ、二〇一〇年)。

(5) 「性」をめぐる孟子と告子との不毛な論争を想起されたい。

(6) 福井重雅『漢代儒教の史的研究―儒教の官学化をめぐる定説の再検討―』(汲古書院、二〇〇五年)は、「国教」「国教化」の語を用いること自体を問題視する。城山陽宣「再論『儒教』とは何か―儒教関連概念の定義とモデル化に関する一考察―」(『東日本国際大学研究紀要』二二―一、二〇一七年)は、研究史の進展とともに「国教化」の定義が変質してきたことを具体的に指摘する。

念のため言っておけば、筆者は「国教化」の定義を正しいものに統一せよと

主張しているのではない。同じタームを使って議論するには論者がそれぞれの定義を示す必要がある、すくなくとも、相手がそのタームを自分と同じ意味で使っているか否かを認識する必要があると主張しているだけである。

- (7) 太史公自序に「凡百三十篇、五十二万六千五百字、為太史公書。」「蔵之名山、副在京師、俟後世聖人君子。」とあり、司馬遷自身には定本を完成したという強烈な自負があつたようだが、後人は『史記』をいわばプラットフォームとして自由に追記していたようだ。現行本『史記』の「完成」は後漢以降となるが、にもかかわらず『史記』が司馬遷の時に「基本的に完成した」とし、以降の追記を「追記」と呼ぶことは大方に認められるだろう。

このような意味で『公羊伝』が戦国期にいったん「成立」しており、それ以降の「追記」部分を明らかに識別できるとは、筆者には信じがたい。

- (8) たとえば「われ武成においては二、三策を取るのみ」といった恣意的な取捨選択が行われている状況下で、経書のテキストが確定していたとは思われない。佐藤信弥「清華簡『耆夜』の引詩とその背景」(『中国古代史論叢』八、二〇一五年)は、先秦では『詩』が引用のたびに作り替えられていたと主張する。

『書』は春秋諸侯に係る篇が追加されて聖王の発言集ではなくなつてしまい、『詩』はそもそも詠み人知らずをその本質とする。『詩』『書』の孔子刪定説は、これらを「経」と位置づけなおすために『春秋』孔子刪定説を模倣して漢代に提唱されたものだろう。

- (9) 前漢文帝末年ないし景帝初年に公孫弘が学んだという「春秋雜説」について、たとえば何焯は「其学蓋出於雜家、則此雜説、非春秋經師之雜説也」というが、『義門讀書記』(十八)、これは後に正統とされた『公羊伝』の立場から遡って、胡毋生が整理する直前の経解群を「雜説」と称したものと考えたい。

『史記』儒林列伝は、董仲舒の「趙地の正統な公羊学」に対立する「斉魯の非正統な春秋学」として胡毋生から公孫弘を経て瑕丘江生へ至る学統を描くよ

うだ(『史記』儒林列伝の「故漢興至于五世之間、唯董仲舒名為明於春秋。其伝公羊氏也。」と「仲舒弟子遂者、蘭陵褚大・広川殷忠・温呂步舒。……為郎謁者掌故者以百数。」とは本来連続するように見え、これらの中間にある「胡毋生、斉人也。孝景時為博士。以老婦教授。斉之言春秋者多受胡毋生。公孫弘亦頗受焉。瑕丘江生為穀梁春秋、自公孫弘得用。嘗集比其義、卒用董仲舒。」は錯簡としばしば指摘されるが、筆者はこのうち「之言春秋者多受胡毋生」または「嘗集比其義卒用董仲舒」のみを追記(『漢書』からの混入)と見ればよく、「瑕丘江生為穀梁春秋、自公孫弘得用。」の部分は儒林列伝本来の文(同列伝内部での錯簡)と扱ってよいのではないかと現時点では考えている。

『漢書』儒林伝は、胡毋生を董仲舒の同門、その学を受けた公孫弘も『公羊』学者とし、さらに江公の学統を胡毋生・公孫弘から切り離して、これを本来『春秋』とは無関係だった魯申公へ接続した。『史記』では董仲舒を陥れた悪丞相、董仲舒のライバルであつた公孫弘は、『漢書』では董仲舒の仲間となり、新たな敵である瑕丘江公との戦いで董仲舒を支える役を与えられたことになるのだが、董仲舒を胡毋生と同門とするのは年代的にも無理があり、董仲舒が書を著して同門である胡毋生の徳を称えたとするのも不自然だろう。

- (10) 『公羊伝』隠公二年「紀子伯者何。無聞焉爾。」の何注に「言「無聞」者、『春秋』有改周受命之制、孔子畏時遠害、又知秦將燔詩書、其説口授、相伝至漢。公羊氏及弟子胡毋生等、乃始記於竹帛。故有所失也。」とあり、また公羊疏序に「戴宏序云、子夏伝与公羊高、高伝与其子平、平伝与其子地、地伝与子敢、敢伝与其子寿。至漢景帝時、寿乃共弟子斉人胡毋子都著於竹帛、与董仲舒。皆見於圖讖。」とある。『公羊伝』は「子公羊子」の姓のみを挙げ、『史記』『漢書』も「公羊氏」の名を記さないが、『春秋説題辞』は「伝我書者公羊高也」という(公羊疏序引)。「公羊」は「公明」の転訛と思われるが(洪頤煊『讀書叢録』、『春秋説題辞』は「公羊」を「公明」と解した上でこれを『孟子』に見える「公明高」

に宛てたものとなる。『論語』憲問の「公明賈」を『礼記』雜記下が「公羊賈」とするのは、『公羊伝』の古さではなく雜記の新しさを示すものだろう。

日原利国『春秋公羊伝の研究』（創文社、一九七六年）は、「學問に權威あらしめるため、伝承は無論のこと、「竹帛に著けた」時期をも、より古い時期に設定しがちであるが、公羊家自身が右のごとく言うのであるから、……口伝の書物化は景帝の世、胡毋生の手になる、と理解してよいのではなからうか。これより古くないことは確かである。しかも、いわゆる「竹帛に著す」とは、公羊伝の成立を意味し、そのとき最後の整理が加えられて完成した、と考えて不可はなからう。」というが、続けて「しからば伝義の形成、すなわち公羊伝の生成がいつの時代に始まったか、大体の輪郭が形成されたのはいつ頃なのか。」という問題を設定して、結局は「公羊伝の成立」を「戦国末」とし、『公羊伝』が「公羊寿・胡毋生に至るまで、斉の僻陬の地で長い「口伝相授」の期間を持った」、「やがて訪れる統一国家のために、「一王の法」を準備した」とする。ならば、戦国末に成立した『公羊伝』は秦漢帝国のための「一王の法」をあらかじめ備えており、その「伝義」がそのまま「口伝相授」されて漢代に書物化されたというのだろうか。それとも、『公羊伝』は秦漢帝国と共進化して「一王の法」を整えたもので、戦国末に成立した『公羊伝』と漢代に完成した『公羊伝』とはその「伝義」を異にするのだろうか。

(11) たとえば平勢隆郎は、戦国中期の田斉が『春秋』とその「サブテキスト」を作成したと想定し、自ら仮想した「サブテキスト」を現行本『公羊伝』と同一視するが、その根拠は「私は、両者に相違があるという証拠を一つもつかんでいない。だから、私は、現存『公羊伝』が『春秋』のサブテキストだ、少なくとも内容上はそうだ（中略）と考えているのである。」というものである（『春秋と左伝』中央公論新社、二〇〇三年）。

吉本道雅「春秋三伝小考」（『東亜文史論叢』一、二〇〇三年）は、『公羊伝』

に「秦への意識的な悪意」を見出し、これを「湣王期の斉・秦対立を反映したものと思われる。」として、『公羊伝』を前三世紀前半の田斉で成書したとする。また、『穀梁伝』が晋を夷狄視しつつ趙には好意的だと指摘し、これが魏による軍事的圧迫を「反映するものに相違ない」として、『穀梁伝』が前三世紀半ばの魯で成書したとする。このような論法に反証可能性を見出すことは困難だが、そもそも戦国期に現行本と同じ『公羊伝』『穀梁伝』が存在したことを前提としてこれらの成書国や成書時期を考えるとというのは危険ではなからうか。

時空を超えた普遍的な価値を持つ知的遺産を「古典」と呼ぶならば、時勢に合わせて『春秋』を解釈した『公羊伝』や『穀梁伝』は「古典」の対極にある。景帝期の時務書として登場した『公羊伝』は、完成の瞬間から陳腐化が始まり、嚴氏・顔氏による伝義の修正や『春秋繁露』の出現、ひいては伝文そのものの再作成（『穀梁伝』の作成）が必要とされた。もし戦国期の特定の情勢に応じて『公羊伝』や『穀梁伝』がそれぞれ作成されたとするなら、そのような書物がそのまま漢代まで保存されたと考えることは困難だろう。

(12) 内野熊一郎『秦代に於ける経書経説の研究』（東方文化学院、一九三九年）は、『荀子』『呂氏春秋』『韓非子』などが『公羊伝』『穀梁伝』の説を引くとする。吉本「左伝成書考」（『立命館東洋史学』二五、二〇〇二年）は内野に従い三伝が戦国期すでに成書していたとするが、内野が指摘するのは引用ではなく類似であり、現行本と同じ『公羊伝』『穀梁伝』が『荀子』等に先んじて成立していたと必ずするものではないように見える。

山田琢「公羊伝の成立」（『金沢大学法文学部論集』哲学史学篇五、一九五八年）は、「公羊伝は諸種の材料の併合構成から成っている」「併合構成されているということは、その構成の際の資料となったものが既に成文となっていた、とみるのが至当であろう」と指摘し、「胡毋生によって、公羊春秋学の骨組みはでき上ったものだ」とみてよい。「胡毋生によって公羊伝の総合的な編輯がなされ

たであろうことも、ほぼ信じてよいのではなからうか」と言う。

- (13) 吉本二〇〇二は、『左伝』文公六年「君子是以知秦之不復東征也」を秦献公による東方進出の再開（前三六四年）以前に書かれたものとし、『左伝』の「基本的な成書」を前三六四年以前と推定する。吉本は前三六四年よりも以降の状況（衛の滅亡など）を踏まえた事後予言の存在も指摘し、「邦」に対する避諱や文公十三年のいわゆる劉氏宣揚問題にも言及して『左伝』には、前漢以降の附加部分さえ存在しうる」と認めるが、これらを「前三六四年以前に成立した『左伝』の基本的な枠組みに大幅な変更を加えない、正に部分的な「附加」に過ぎなかった」という。

カールグレンのいう『左伝』の均質な文法は一般に承認されており、さらに吉本はいわゆる「左語」を戦国前期の魏語とする根拠として「也夫」を挙げる。この種の句末詞が不安定であることは『論語』の皇侃本や定県四十号漢簡本によっても知られるが、しばらく阮元本によって『左伝』を検すれば、「也夫」は吉本の指摘より多い二十二例を、また「也乎」は九例、「也乎哉」は二例を得、これらはたとえば「矣夫」や「也哉」よりも有意に多い。また、『左伝』の「也夫」は晋・魯・衛・楚・鄭・鄆・呉の人物の発言に見えて（「也乎」「也乎哉」は齊人も用いる）、晋（のちの魏）や「君子曰」や「仲尼曰」の専用ではない。だが、これらは『左伝』の後半（僖公二十四年以降）のみに用いられ、とくに宣・成・襄・昭公あたりに集中している。「也夫」が戦国前期の魏語だとしても、これは『左伝』の内部でひろく用いられているとは言えない。「魯語」とされる文献での「也夫」の用例はたしかに乏しいが、「也夫」は「左語」よりもむしろ「前三世紀の一般的な文語」で多用されるようだ。『論語』の「命矣夫」「莫己知也、斯己而已矣」を『史記』仲尼弟子列伝は「命也夫」「莫己知也、夫而已矣」にそれぞれ置換しており、特に「命也夫」は『史記』が好む表現らしい。もちろん「左語」に由来する「也夫」を「前三世紀の一般的な文語」や「漢以後の文

語」が取り込んだという想定は可能だが、馬王堆『老子』甲本の「細久矣」を乙本や王弼本が「久矣其細也、夫」に作ることも指摘しておきたい。

- (14) 『漢書』楚元王伝は「初『左氏伝』多古字古言、学者伝訓故而已。及歆治『左氏』引伝文以解經、転相發明。由是章句義理備焉。」と言う。『左伝』が劉歆の少なくとも整理を経ていることを認めるなら『左伝』の「完成」は漢代となるはずだが、にもかかわらず『左伝』の「成立」を戦国期だとするなら、そこにあるのは『左伝』成立の時期をめぐる論争」ではなく、『左伝』成立の定義をめぐる論争」だろう。

- (15) 山田崇仁「春秋三伝の先後関係について」（『東亜文史論叢』三、二〇〇六年）は、避諱の状況などを分析して「三伝はいずれも統一秦以前に初発的な成書が行われ、それを前漢高祖期に抄写したものが現行本の祖本になったと結論づけられる。」という。

- (16) 坊記には他にも「魯春秋、猶去夫人之姓曰呉、其死曰孟子卒。」等の解經が見え、『論語』述而には「君取於呉為同姓、謂之呉孟子。」とある。『公羊伝』哀公十二年の「孟子者何。昭公之夫人也。其称孟子何。諱娶同姓。蓋呉女也。」は、『論語』や坊記の説を後次的に取り込んだもののように見える。

- (17) 坊記鄭注引「春秋伝」は「呉楚之君不書葬、辟其僭号也。」に作る。

坊記や曾子問、喪服四制の「天無二日、土無二王」は、地上に複数の王者が存在することを許さない。これに対して『孟子』万章上の「孔子曰、天無二日、民無二王。」は、民が複数の王に属することを許さないだけで、複数の王が存在すること自体を否定するものではないように見える。『大戴礼記』本命の「天無二日、国無二君」は、さらに緩やかな立場を示すものだろう。

- (18) 『史記』十二諸侯年表によれば、呉は前四七三年（魯哀公二十二年）に越によって滅ぼされた。『史記索隱』引『紀年』に越王翳が呉へ遷都したことが、『史記』越王句踐世家に楚威王が越王無彊を殺して呉地を取ったことが見える。

(19) たとえば『墨子』非攻下に「今天下好戰之國、齊晉楚越」、節葬下に「南有楚越之王、而北有齊晉之君」とあり（ただし非攻中には「南則荆、吳之王、北則齊晉之君」とある）、天志下に「譬之若楚越之君」と、『莊子』徳充符に「自其異者視之、肝胆楚越也」と、『管子』霸形に「南致楚越之君」とある。『荀子』は「楚越」を連称し（正論）、また「越人安越、楚人安楚」（榮辱）、「居楚而楚、居越而越、居夏而夏」（儒效）と言うが、「吳越」や「吳楚」は用いない。

『呂氏春秋』察微に「吳楚、以此大隆。」とあるが、この章は末尾に『孝経』を引いて総括しており漢代にまで降る可能性がある。なお「大隆」は『荀子』で「大一」と共起する以外に先秦の用例は見当たらないようだ。また『戦国策』斉策に「天下震動驚駭、威信吳楚、伝名後世。」の句があるが、『史記』魯仲連鄒陽列伝や『三国志』陳思王植伝注引「魯連与燕将書曰」には「天下震動、諸侯驚駭、威加吳越。」とあるので、『戦国策』の「吳楚」は後人の修文だろう。

(20) 楯身智志「前漢楚王国の虚像と実像―『史記』楚元王世家と『漢書』楚元王伝の比較を通じて―」（工藤元男先生退休記念論集編集委員会『中国古代の法・政・俗』汲古書院、二〇一九年）は、楚の復国について「ここから垣間見えるのは、いかに反乱を首謀したとしても、当該王家の人間が生きているのであれば、可能な限り王国を存続させた方がよい、というメンタリテイである。」と指摘し、「景帝の皇帝位を否定した呉の復興だけは容認できなかったようである」と言う。だが、楚王戊は楚の初代ではなく三代目で、戊の自殺後にその叔父を立てることが劉交の嗣を継がせることとなるのに対し、呉王濞は呉の初代で、国祖が自ら謀反した者である。呉が復国されなかったのは、呉王濞が「景帝の皇帝位を否定した」からというよりも、国祖が謀反し「継嗣」の資格を失ったからではなからうか。楯身はまた、宣帝の元康四年（前六二年）に実施された高祖功臣の「復家」措置の際、本来対象となるべき上邳侯劉郢客（後の楚夷王。王戊の父）の家系がすでに断絶しており（王戊の孫娘（前一二〇年〜前四九年）

が『漢書』西域伝下に見えるがその父は未詳）、存続していた郢客の弟の家系が「復家」に与らなかつたことを指摘して、ここに宣帝の旧楚王家への「警戒感」を読み取ろうとする。だが「復家」は功臣の直系子孫を対象とするものであり、弟の子孫がこれに与らなかつたことはあえて異とするには足るまい。

(21) そもそも「公羊伝」という固有名は複数の「伝」の存在を前提とするはずだ。崔適『春秋復始』は、漢初に「公羊伝」の名も経と伝との区別も無かつたとし、たとえば『史記』が経と伝とを区別せず単に『春秋』と呼ぶと指摘する。日原は『史記』が『左伝』を指して『春秋』と呼ぶ例として五帝本紀贊の「予觀春秋國語、其發明五帝徳帝繫姓章矣」を挙げるが、これは『春秋（左伝）』と『國語』とを並記したものではなく『春秋國語』の四字を書名と解すべきで、劉向以前の『國語』を指したものでろう（『春秋國語』は『風俗通』や『説文』にも見える）。なお「公羊」の書名は、『史記』では儒林列伝に一例のみ、『漢書』でも儒林伝や楚元王伝、五行志など新しい部分にしか見えない。

もし三伝を漢代に順次出現したものと考えず、戦国期すでに三伝が成立しており、それぞれ変化しながら互いには混淆せずに併存・対立していたと考えるなら、三伝それぞれのアイデンティティは重要な問題となつたはずで、漢初に至るもこれらに固有名がなかつたとは理解しがたい。

(22) 加賀栄治「孟子における孔子「春秋」制作説について」（大塚漢文学会『中国文化』五〇、一九九二年）は、宣公二年「大史書曰、趙盾弑其君」により、『左伝』が「孔子を『春秋』の制作者とはしていない。」と指摘する。

(23) 『竹書紀年』には、越王を「子」と貶記し、河陽への召王を明記しない等の筆法が見える。これらは戦国魏の儒家（「子夏学派」か）が『春秋経』に倣って魏の年代記を刪定したものとも解し得るが、これらは諸国の史官が共有していた記録の常法で、孔子（『春秋』特有の筆法ではないという解釈もあり得よう。『國語』呉語には、晋が「諸侯無二君、而周無二王」を主張して呉王夫差を「呉公」

と呼んだ（呉もこれを許諾した）という説話が見える。

- (24) 『莊子』天運に「孔子謂老聃曰、丘治『詩』『書』『礼』『楽』『易』『春秋』六經、自以為久矣、」とあり、孔子を『春秋』の制作者ではなく学習者とするよう。『礼記』経解は「孔子曰」として『春秋』之失、乱。」「属辞比事而不乱、則深於『春秋』者也。」というが、これも孔子を『春秋』の刪定者とするものだと考えにくい。降つて『淮南子』主術訓に至ると、「孔子……為魯司寇、聴獄必為斷、作為『春秋』、不道鬼神、不敢專己。」と、孔子による『春秋』の作成を明言する。また秦族訓は上記の『礼記』経解と同様に『春秋』之失也、刺。」というが、これを孔子の発言とはしていない。

『韓非子』内儲説上「魯哀公問於仲尼曰、春秋之記曰、冬十二月實霜不殺菽。何為記此。仲尼対曰、此言可以殺而不殺也。夫宜殺而不殺、桃李冬実、天失道、草木猶犯干之。而況於人君乎。」は、問答体による解經の先驅だと見なせるが、やはり孔子を経文の作者ではなく解説者とするようだ。日原等はこの説話が孔子を『春秋』の著者としていると解するが、魯の君である哀公が、国史を私に改作した孔子へその意図を問うのは不自然だろう。『韓非子集解』引王先謙はこの「春秋」を「不修春秋」と解す。近藤則之「孔子『春秋』制作説の成立について」（九州大学中国哲学研究会「中国哲学論集」一七、一九九一年）も「この資料を根拠として孔子『春秋』制作説の成立を断定することはなお困難である」と指摘し、『春秋』孔子制作説を「漢初」に「公羊伝の作者によつて」案出されたものと結論する。

- (25) 渡邊卓「春秋著作説話の原形―孔子説話の思想史的研究 その一」（小山書店「叙説」一五、一九五〇年。創文社『中国古代思想の研究』一九七三年に収）は、『孟子』の「作」は「おこす」「おこる」と訓むべきだと指摘する。『孟子』の自動詞「作」はたしかに「作興」と解してよさそうだが、梁惠王上に孔子言として引かれる「始作、備者、其無後乎」は目的語をとる他動詞で、「おこる」や「おこ

す」とは読みがたい（渡邊はこれを『孟子』の地の文ではないとして度外視するが）。滕文公下の「孔子懼作春秋」は、離婁下の「詩亡然後春秋作」の「ことばを換えた表現」「たがいに補いあうもの」と言えるだろうか。またたとえば離婁上に「離婁之明、公輸子之巧、不以規矩、不能成方員」と、尽心下に「山徑之蹊間、介然用之而成路」とあり、「孔子成春秋而乱臣賊子懼」を『春秋』の「価値を完成せしめた」と解することにも不安は残る。

- (26) 横畑茂明「春秋公羊伝に於ける孟子の影響」（九州大学中国哲学研究会「中国哲学論集」一六、一九九〇年）は、これを「本来の公羊伝義の誤り」を糊塗するために『孟子』を援用したものと推測し、「公羊伝が孟子の影響を受けているのが確実であるとしても、その影響は決して直接的なものではなかったのではないか、と思われる。」という。

- (27) 「曷為」は『公羊伝』の全体にわたり分布するが、隱公の前半と哀公の末尾には有意に多く、また強いて言えば各公の冒頭部に多くなる傾向がある。これらは「曷為」が「何」よりも遅れて追記されたという想定を支持しよう。

ついでながら、『論語』・『墨子』・『孟子』・『莊子』・『韓非子』等が用いる「奚」「奚為」を、『公羊伝』は（固有名詞以外には）全く用いない。

- (28) 日原は、『公羊伝』莊公十二年秋の伝文が『韓詩外伝』とほぼ一致し、両者の末尾に見える「不畏強禦」が「公羊伝には稀有な詩（大雅・蒸民）の句であること」に注意する。

- (29) 劉邦の遺臣らが儒学に通じており『公羊伝』を踏まえて発言したとするなら、諡法解などに見えない「高」という諡を彼らが選んだことは理解しがたい。

『史記』高祖本紀の「群臣皆曰、高祖起微細、撥乱世、反之正、平定天下、為漢太祖、功最高。上尊号為高皇帝。」について、『史記志疑』は「案、此時群臣方議尊号、何得先称「高祖」。」と指摘する（『史記志疑』は、『漢書』が「帝起微細」に作るのを是とするが、これはむしろ『漢書』が『史記』の矛盾に

気付いて改変したものでしょう。この「高祖」は「高帝」ではなく「高祖」を用いることから）文・景以降の作文かと疑われるが、ならば続く「撥乱世、反之正」も『公羊伝』を踏まえた作文の可能性があろう。（高祖本紀の五年正月に諸侯将相が漢王の皇帝即位を求めて「群臣皆曰、大王起微細、誅暴逆、平定四海、」云々とあり、「誅暴逆」を「撥乱世、反之正」に置換したものか。）

『史記』張耳陳余列伝に「陳中豪傑父老乃説陳涉曰、將軍身被堅執銳、率士卒以誅暴秦、復立楚社稷。存亡繼絶、功德宜為王。」とあるのは『公羊伝』僖公十七年の「桓公嘗有繼絶存亡之功、」を踏まえたようにも見えるが、陳涉世家は「三老豪傑皆曰、將軍身被堅執銳、伐無道、誅暴秦、復立楚国之社稷、功宜為王。」に作り「存亡」「繼絶」を言わない。松島隆真「陳涉から劉邦へ―秦末楚漢の国際秩序」（『史林』九七、二〇一四年。京都大学学術出版会『漢帝国の成立』二〇一八年に収）は張耳陳余列伝の父老言を『楚漢春秋』を踏まえた創作だとする（「存亡繼絶」句は『荀子』王制にも見える）。

なお、『公羊伝』莊公三十二年の「君親無將、將而誅焉」が秦二世時の博士諸生らの発言「人臣無將、將即反、罪死無赦」（『史記』劉敬叔孫通列伝）を踏まえているらしきことも、しばしば指摘される。

（30）『史記』李斯列伝に「夫以秦之彊、大王之賢、由竈上騷除、足以滅諸侯、成帝業、為天下統一統、此万世之一時也」とあり、秦始皇本紀にも「丞相綰・御史大夫劫・廷尉斯等皆曰……今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內為郡県。法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及」や「廷尉李斯議曰……今海內賴陛下神靈一統、皆為郡県」とある。高祖本紀の「撥乱世、反之正」は『公羊伝』を踏まえた修飾の可能性もあるが、李斯列伝を『公羊伝』により改変して始皇を賛美する動機は考えにくい。

『荀子』は「天下」の句を多用し、非十二子には「壹統類」の句も見える。また『管子』五行には「以天為父、以地為母、以開平万物、以総一統、」とある。

鄭宰相『荀子』大一考」（『中国古代史論叢』六、二〇〇九年）は、『荀子』の「大一」が道家的な「太一」とは異なる「礼義の実現を通じて到達すべき理想的な社会像」だと指摘するが、あるいは李斯の「一統」と荀子の「大一」とが断章取義的に組み合わせられ「大一統」という不自然な句が造られたものか。

井上了（いのうえ・りょう）

一九七三年生まれ。大阪大学医学部附属病院主任。専門は中国古代政治思想史。主要業績『科学と産業の発展を支えた分析機器・科学機器遺産』（分析機器・科学機器遺産編集委員会編、日本分析機器工業会・日本科学機器協会、二〇一七年）、『白川静を読むときの辞典』（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所編、平凡社、二〇一三年）（いずれも共著）、「医療安全教育を支援するeラーニングシステムの開発と活用の実際」（国立大学附属病院医療安全管理協議会「医療の質・安全大賞」二〇一四年度最優秀賞）等。